

○個人情報保護法改正第2条関係（公布の日（H27.9.9）から2年以内施行）

法律の主な改正内容	条例の改正方針
個人情報の定義の明確化	個人識別符号を含めた規定に改正
要配慮個人情報の規定の新設	要配慮個人情報の規定を新設し取扱いを規定（収集制限 or 登録簿記載）
非識別加工情報の規定の新設と目的規定の変更	改正見送り，国等の実施状況を注視し仕組整備の要否を判断
小規模取扱事業者への対応	法律と重複する規定を削除

◆平成29年春と告知されている個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の施行日が未定であること、条例改正に当たり参考とすべき行政機関個人情報保護法の施行令等が未公布であることから 2月議会 への上程は見送る。

○番号利用法改正第6条関係（公布の日（H25.5.31）から4年以内施行）

・マイナンバーの利用範囲拡大等を内容とする改正のうち、地方公共団体については、条例に基づく独自利用事務につき情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携が H29.7 から予定されているため 2月議会 に上程する（改正条例案及び新旧対照表は別添参照）。

マイナンバーの利用範囲の拡大等について

『世界最先端IT国家創造宣言』（平成26年6月24日閣議決定）等を踏まえ、さらなる効率化・利便性の向上が見込まれる分野についてマイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用を図るとともに、マイナンバー制度の主たる担い手である地方公共団体の要望等を踏まえ、所要の整備を行う。

1. 預貯金口座へのマイナンバーの付番

- ① 預金保険機構等によるペイオフのための預貯金額の合算において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 金融機関に対する社会保障制度における資力調査や税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるようにする。

2. 医療等分野における利用範囲の拡充等

- ① 健康保険組合等が行う被保険者の特定健康診査情報の管理等に、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 予防接種履歴について、地方公共団体間での情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。

3. 地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充等

- ① すでにマイナンバー利用事務とされている公営住宅（低所得者向け）の管理に加えて、特定優良賃貸住宅（中所得者向け）の管理において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 地方公共団体が条例により独自にマイナンバーを利用する場合においても、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。
- ③ 地方公共団体の要望等を踏まえ、雇用、障害者福祉等の分野において利用事務、情報連携の追加を行う。

【参考】

『世界最先端IT国家創造宣言』（平成25年6月14日閣議決定）抄

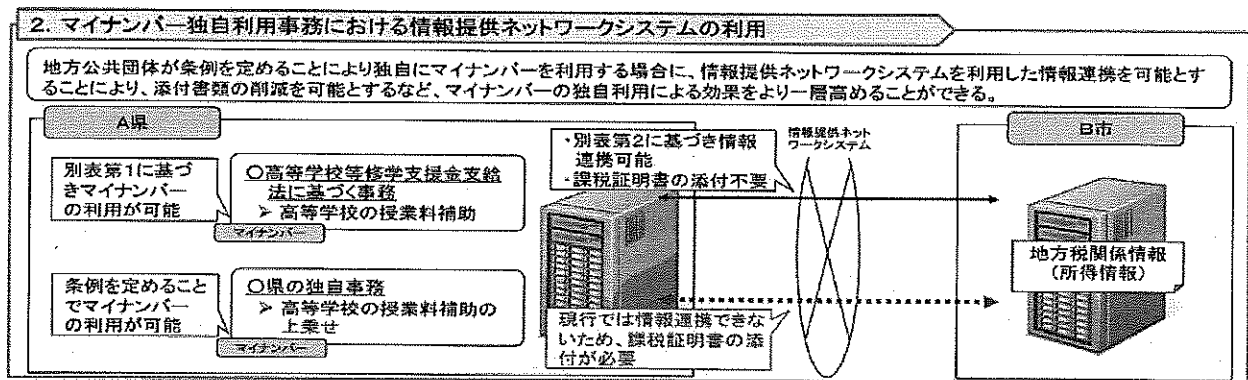
Ⅲ. 目指すべき社会 姿を象徴するための取組

9. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現

(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

マイナンバーによる情報連携等により、更なる効率化・利便性の向上が見込まれる分野については、制度の適宜や個人情報の保護等に配慮しつつ、マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用について検討を進める。

【情報連携例】



様式 2 個人情報保護条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第一条の規定による改正）

改 正 後	改 正 前	備 考
<p>目次</p> <p>第一章及び第二章 略</p> <p>第三章 開示、訂正及び利用停止</p> <p>第一節 略</p> <p>第二節 訂正（第二十七条～第三十二条の二）</p> <p>第三節及び第四節 略</p> <p>第四章から第七章 略</p> <p>附則</p> <p>第一条から第三十三条 略</p> <p>（特定個人情報に係る利用停止請求権の特例）</p> <p>第三十三条の二 何人も、開示を受けた自己に関する特定個人情報（情報提供等の記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>一 第七条の二の規定に違反して収集され、若しくは保有されているとき、第八条の二の規定に違反して利用されているとき、第十二条の規定に違反して保有されているとき、又は番号利用法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>二 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>目次</p> <p>第一章及び第二章 略</p> <p>第三章 開示、訂正及び利用停止</p> <p>第一節 略</p> <p>第二節 訂正（第二十七条～第三十二条）</p> <p>第三節及び第四節 略</p> <p>第四章から第七章 略</p> <p>附則</p> <p>第一条から第三十三条 略</p> <p>（特定個人情報に係る利用停止請求権の特例）</p> <p>第三十三条の二 何人も、開示を受けた自己に関する特定個人情報（情報提供等の記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>一 第七条の二の規定に違反して収集され、若しくは保有されているとき、第八条の二の規定に違反して利用されているとき、第十二条の規定に違反して保有されているとき、又は番号利用法第二十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>二 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>引用法律の条ずれによるもの</p>

第三十四条から第七十一条 略

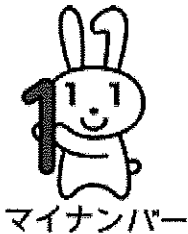
第三十四条から第七十一条 略

様式 2 個人情報保護条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第二条の規定による改正）

改正後	改正前	備考
<p>第一条 略</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（定義）</p> <p>一から六まで 略</p> <p>七 情報提供等の記録 番号利用法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>第三条から第三十二条 略</p> <p>（情報提供等の記録の提供先への通知の特例）</p> <p>第三十二条の二 実施機関は、情報提供等の記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号利用法第十九条第七号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>第三十三条から第七十一条 略</p>	<p>第一条 略</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（定義）</p> <p>一から六まで 略</p> <p>七 情報提供等の記録 番号利用法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>第三条から第三十二条 略</p> <p>（情報提供等の記録の提供先への通知の特例）</p> <p>第三十二条の二 実施機関は、情報提供等の記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号利用法第十九条第七号に規定する情報照会者又は 情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>第三十三条から第七十一条 略</p>	<p>引用法律の改正によるもの</p> <p>引用法律の改正によるもの</p>

マイナンバー制度における情報連携について

(抜粋)



平成28年5月
総務省個人番号企画室

マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

個人番号(マイナンバー)

- 市町村長は、住民票コードを交換して得られる個人番号を指定し、通知カードにより本人に通知

マイナンバーカード(個人番号カード)

- 市町村長は、申請により、顔写真付きのマイナンバーカードを交付
- マイナンバーカードは、本人確認や番号確認のために利用

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は、マイ・ポータルで、情報連携記録を確認
- 個人番号の取扱いを監視・監督する特定個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

情報連携

- 複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

個人番号(マイナンバー)の利用分野

社会 保 障 分 野	年金分野	・年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	・雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ・ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療 その他分野	・医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 ・生活保護の実施等に利用 ・福祉分野の給付を受ける際に利用 ・低所得者対策の事務等に利用 ・特定健診、保健指導に関する事務に利用(※) ・予防接種に関する事務に利用(※)
	税分野	・国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 ・当局の内部事務等に利用 ・預金口座に付番し、税分野で利用(※)
	災害対策分野	・被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 ・被災者台帳の作成に関する事務に利用

(※)平成27年9月3日に成立した個人情報保護法等の一部改正法において、個人番号の利用事務拡充のために所要の改正が行われたもの。

- 上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定める事務に利用(第9条第2項)。

マイナンバー利用例 ～マイナンバーで暮らしが便利に～

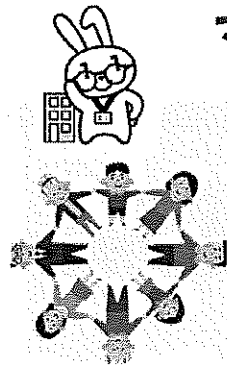
ライフイベント等	行政手続、行政サービス等	従来	制度開始後
国民誰もが便利に	公的な身分証明書の発行	運転免許証やパスポートの取得が必要	個人番号カードは無料で取得可能な公的身分証(図書館利用証、印鑑登録証明書、健康保険証もワンカードに)
	各種証明書の発行	住民票や印鑑登録証明書などの書類を取りに役所に行く必要がある	個人番号カードがあればコンビニなどで書類の取得が可能に(夜間や休日でも取得可能)
子どもが生まれたら...	児童手当の支給	毎年、住民票と所得証明書を取りに役所に行く必要がある	役所に書類を取りに行く必要がなくなる(添付書類の削減)
	子どもの予防接種	予防接種が必要な時期を自分で把握する必要があった	マイナポータルで、子どもの年齢に合わせてお知らせが届くように
年金を初めて受け取るとき	年金の裁定請求	住民票や配偶者の課税証明書等を取りに役所に行く必要がある	役所に書類を取りに行く必要がなくなる(添付書類の削減)

さらに

マイナポータルでさらに便利になる施策が講じられる予定

例えば

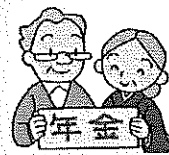
- ・税の申告や年金の手続などがワンストップで処理可能に
- ・国民年金保険料の免除申請手続をオンラインで
- ・領収書の保存や集計の手間を省いて、医療費控除を簡素化
- ・引っ越しの際、電気・ガス・水道等の届出がワンストップで可能に等 3



マイナンバーがはじまると くらしがこんなに便利に！

マイナンバーで、本当に困っている方に、必要な給付、適切な支援、迅速な対応を！

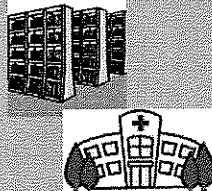
マイナンバーで行政間の連携を図り、所得や年金の受給状況などをきちんと把握し、本当に困っている方に、必要な給付、適切な支援、迅速な対応を行います。



行政手続が簡単！年金や福祉の申請がスムーズに！

例えば、年金や福祉関係の申請の際に、これまで必要だった住民票や課税証明書など、行政手続の際に必要な添付書類が削減されます。

個人番号カード



個人番号カードが、図書館カード、印鑑登録証や健康保険証のかわりに！

図書館カード、印鑑登録証や健康保険証のかわりに利用可能となります。個人番号カードが1枚あれば、さまざまな行政サービスが受けられるようになります。



コンビニなどで住民票など証明書の取得が可能に！

個人番号カードに搭載されたICチップを使って、住民票などの証明証がコンビニでも取得できる自治体が大幅に増える予定。手軽さと速さがうれしい。

マイナポータル



予防接種のお知らせなど個人に合った情報が届きます。

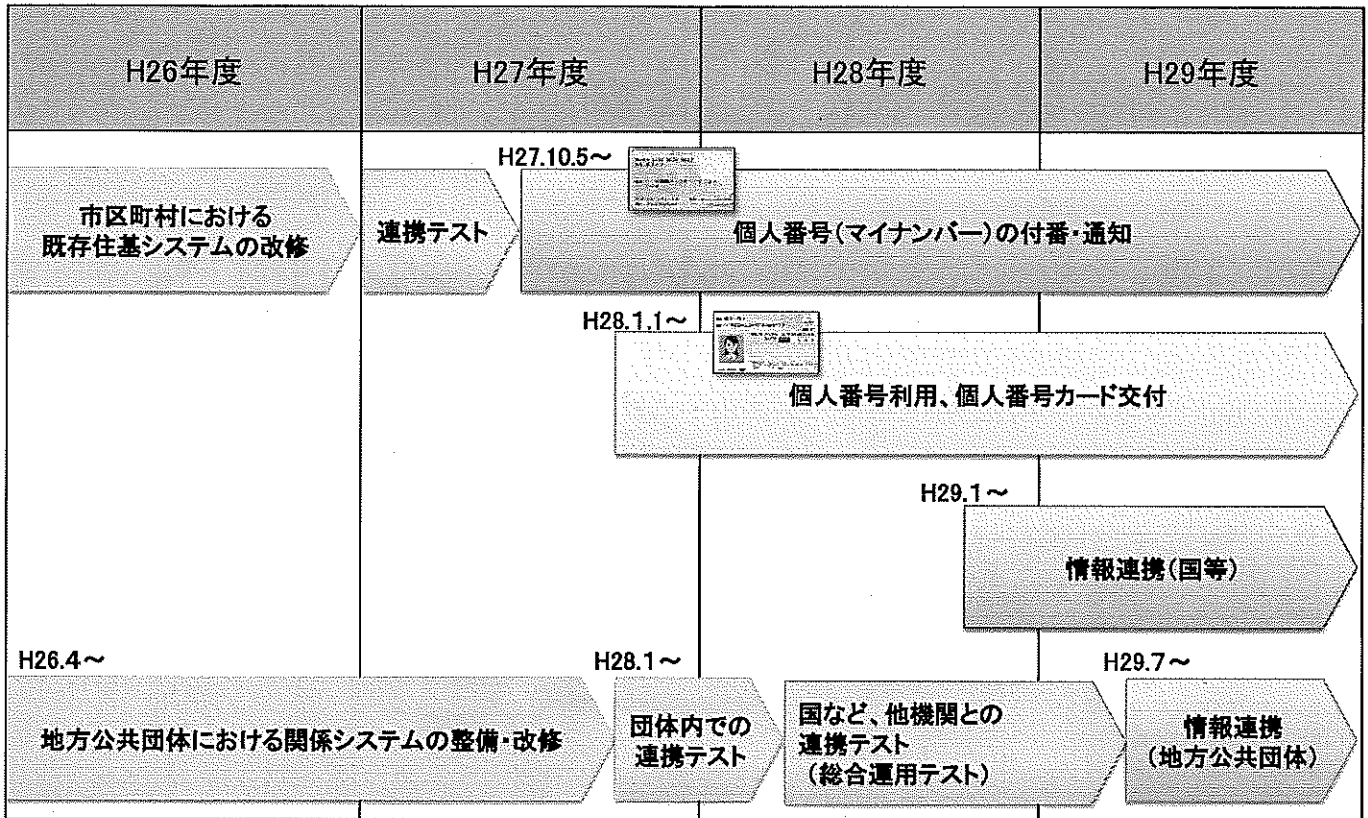
パソコンやスマホからポータルサイトにアクセスし、予防接種のお知らせや受給できる手当の情報など、自分に合った情報を手軽に受け取れます。



将来的には、引っ越しなどの届出がパソコンでまとめて！

引っ越し時に、電気、ガス、水道などの住所変更を一括で行うサービスも検討されています。税金に関するオンライン申告も今よりも簡単になるかも？

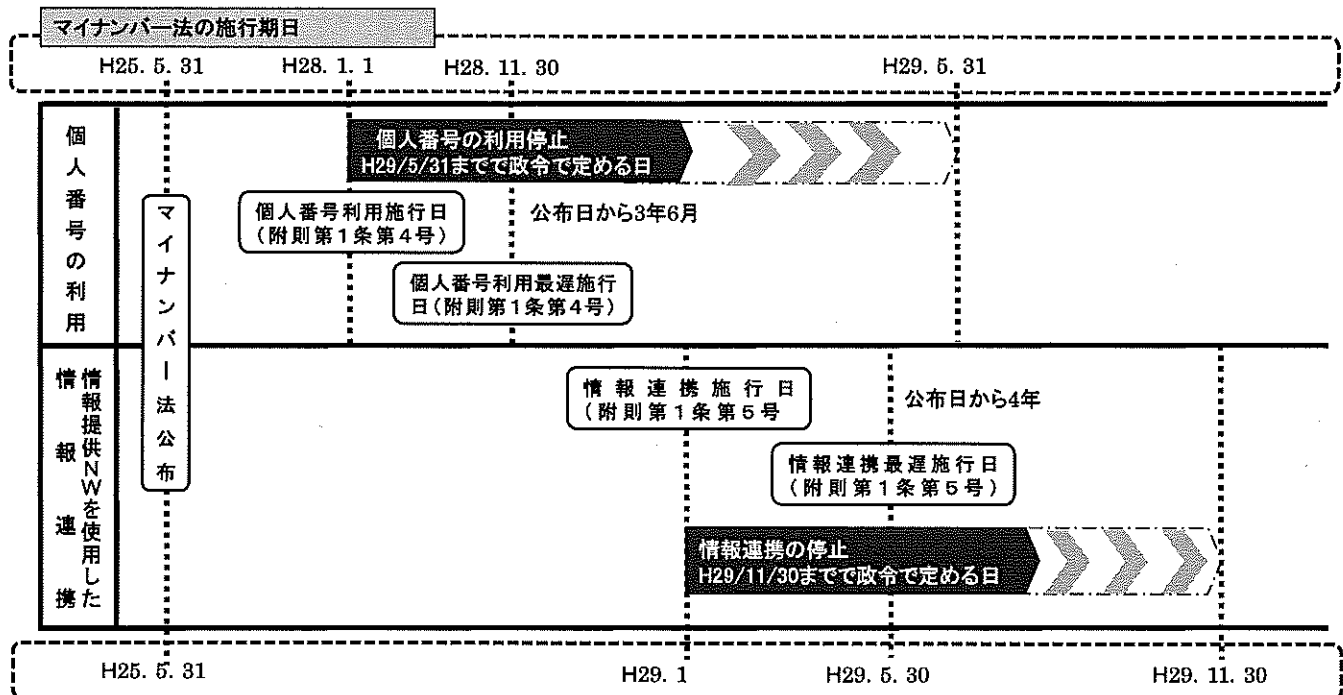
マイナンバー制度に係るスケジュール



5

日本年金機構に係る経過措置

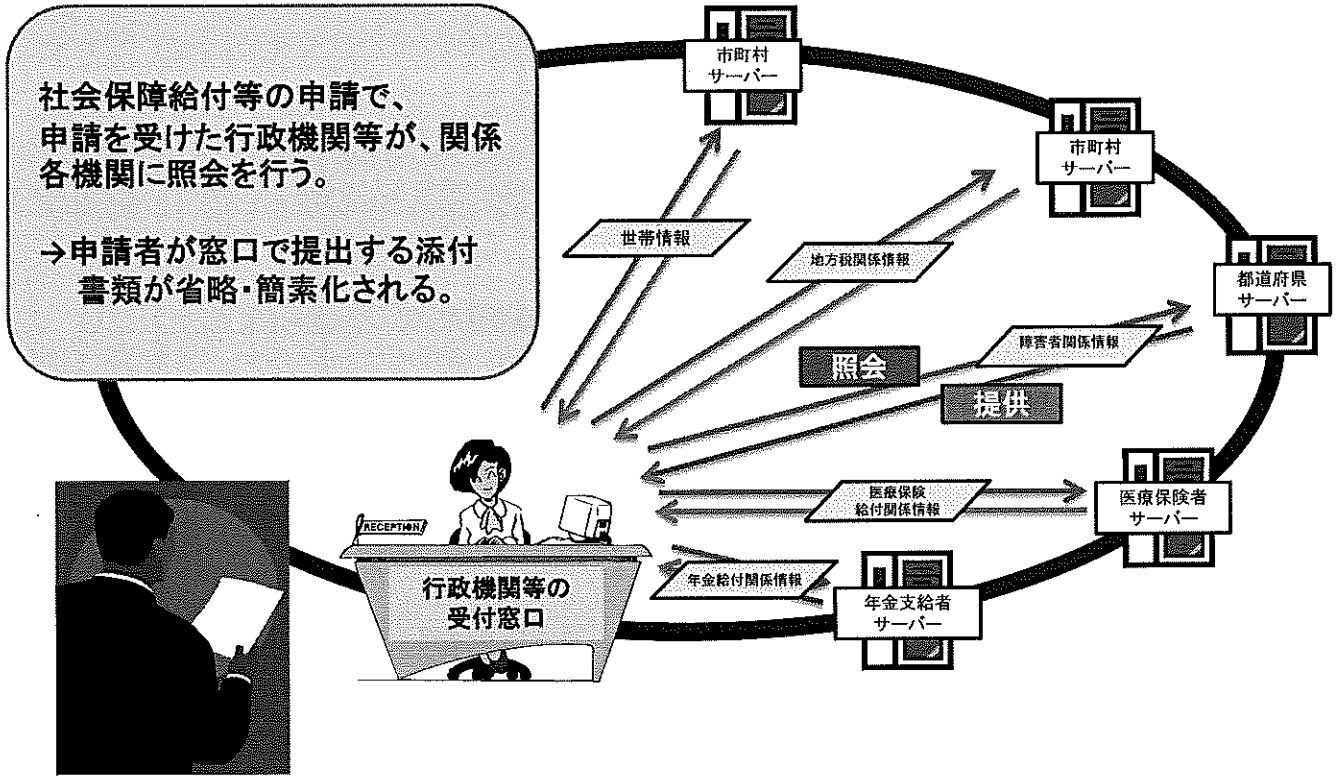
日本年金機構については、下図に示すとおり、個人番号の利用及び特定個人情報の照会及び提供(情報連携)を行わないものとする。



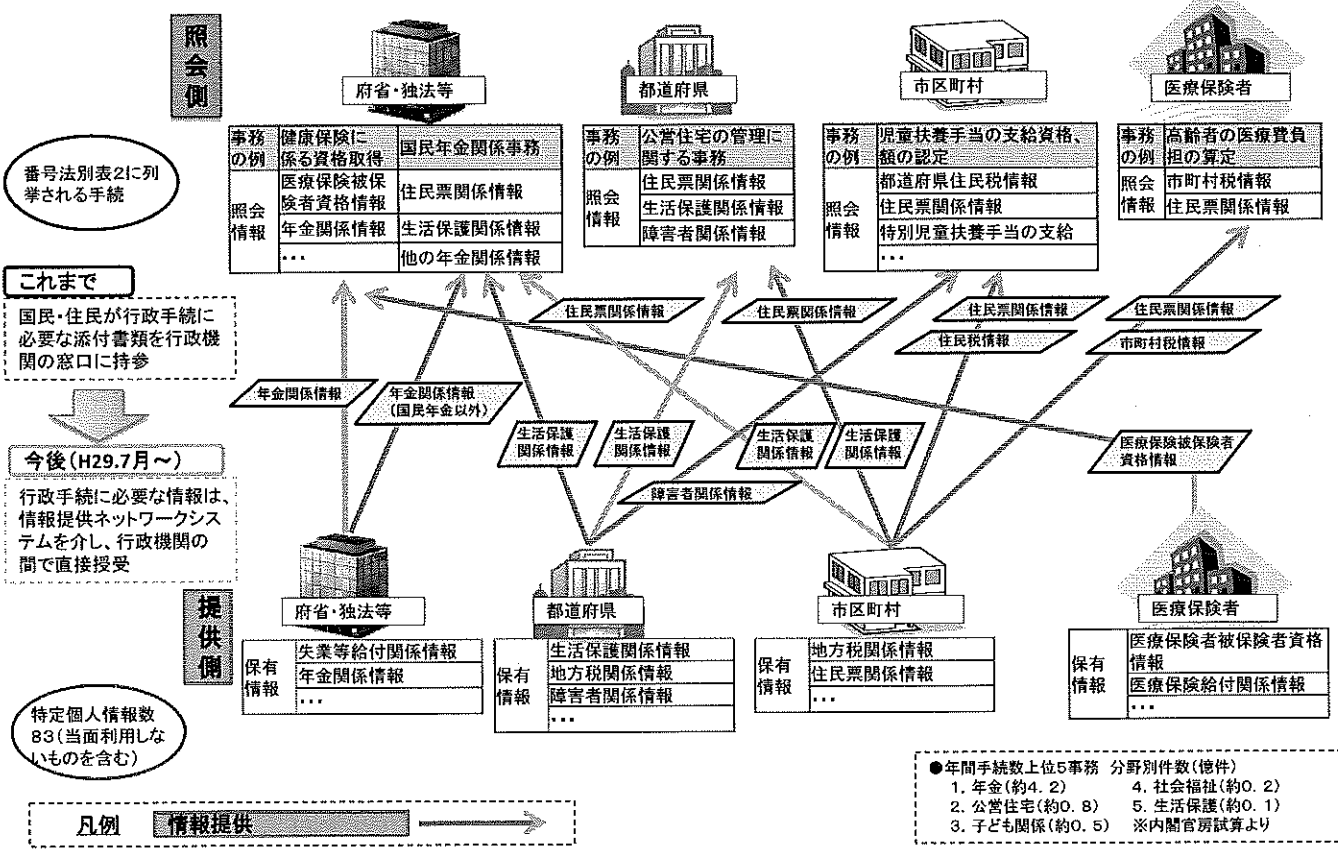
※附則第1条第4号：(省略) 公布の日から起算して3年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする
 ※附則第1条第5号：(省略) 公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする

6

情報連携により国民の負担軽減が実現します。



マイナンバー制度における情報連携(H29.7~)のイメージ



情報提供ネットワークシステムにより共有される主な情報と利用

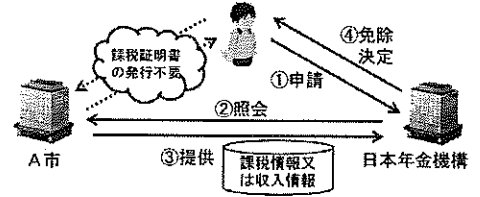
番号法又は地方公共団体の条例若しくは特定個人情報保護委員会規則に基づき、**別表第二(第19条関係)** 情報提供ネットワークシステムを利用できる①情報照会者、②利用事務、③情報提供者、④共有する特定個人情報を限定列挙。

地方税関係情報(住民税の課税情報又はその算定の基礎となる収入情報)

【事例】国民年金保険料の免除申請

⇒社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、所得要件の審査に利用。
⇒住民が申請する際、課税証明書等の証明書類が不要に！

- 国民年金法による保険料の徴収に関する事務
- 児童手当法による児童手当の支給に関する事務 等

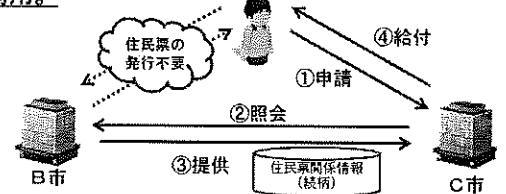


住民票関係情報(続柄など住民票に記載される基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)以外の情報)

【事例】児童扶養手当の申請

⇒社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、世帯が同一であるかの審査に利用。
⇒住民が申請する際、住民票の写しが不要に！

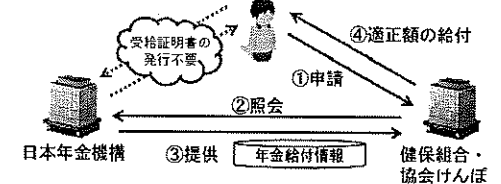
- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 健康保険法による保険給付の支給に関する事務 等



【事例】傷病手当金の申請

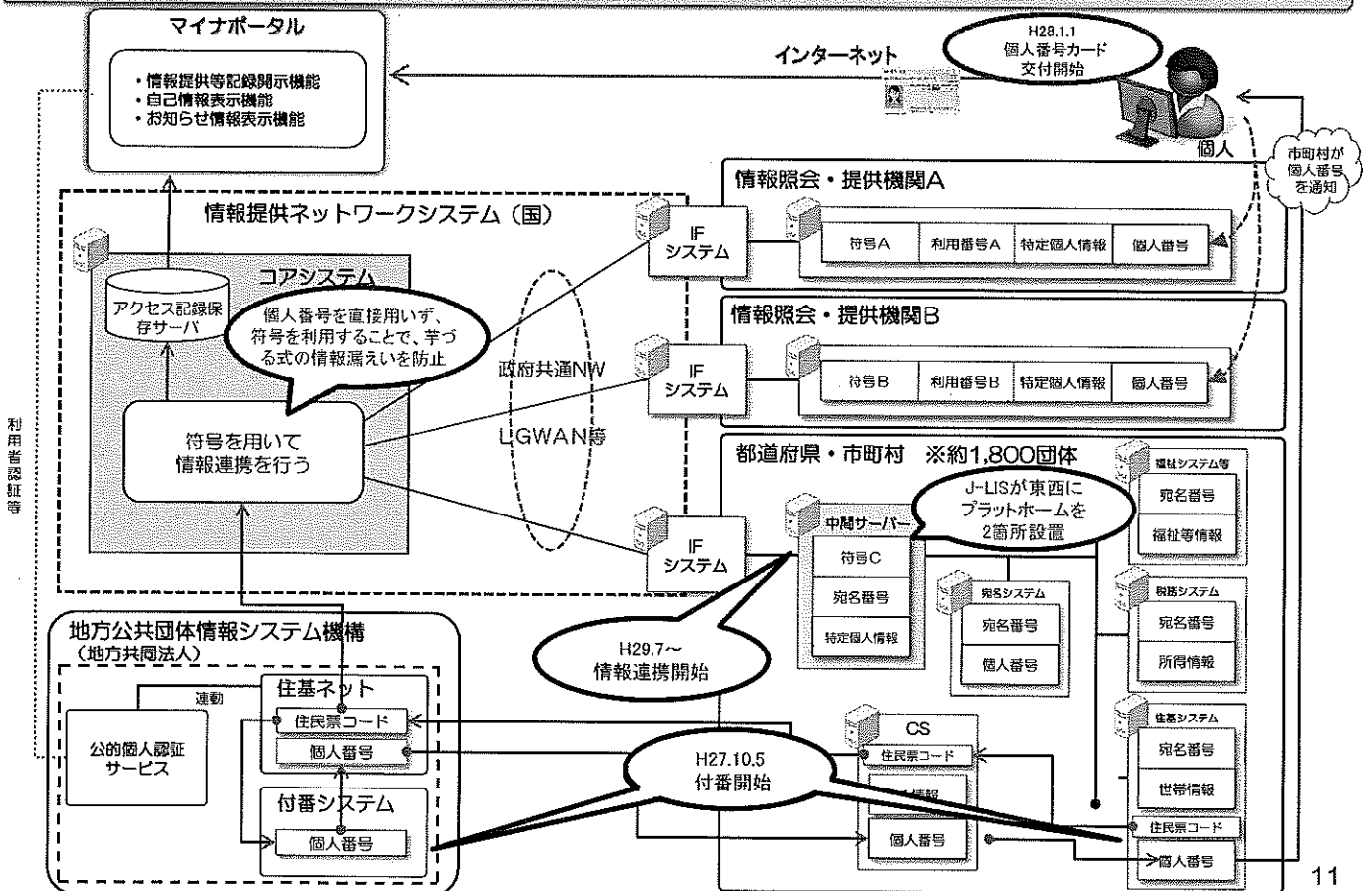
⇒社会保障給付の申請があった際、審査・併給調整に利用。
⇒住民が申請する際、年金の受給証明書等の提出が不要に！

- 健康保険法による保険給付の支給に関する事務
- 労災保険法による保険給付の支給に関する事務 等

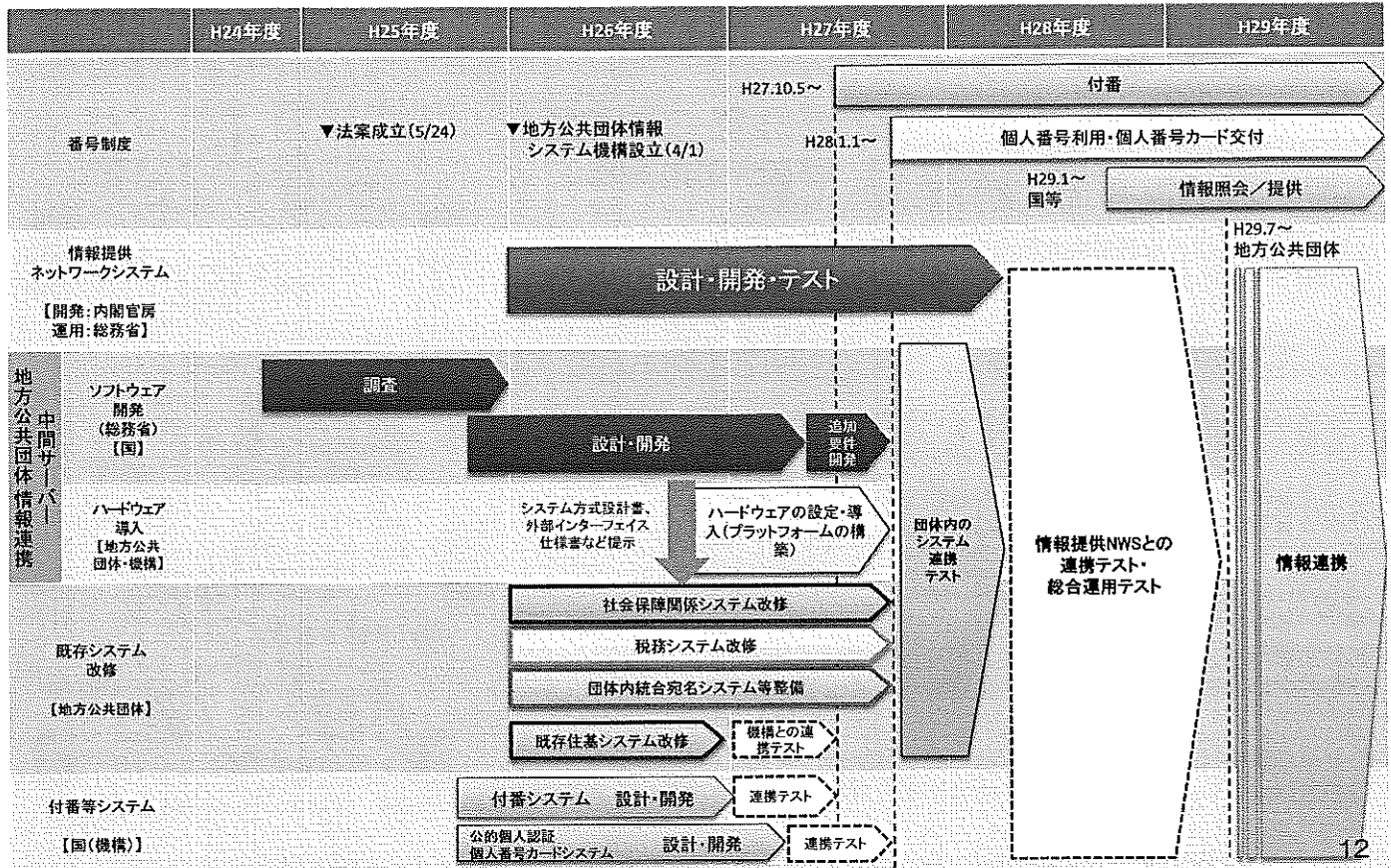


上記の他、障害者関係情報、生活保護関係情報(種類と支給額)、年金の加入者情報、保険料の徴収情報について、社会保障の事務で共有する場合があります。¹⁰

マイナンバー制度における情報連携の全体像



マイナンバー制度導入に向けた地方公共団体関係のスケジュール



自治体中間サーバーの整備

■ 社会保障・税番号制度導入に当たって、地方公共団体において整備が必要となる自治体中間サーバーについては、クラウドの積極的活用等により、共同化・集約化を推進して整備。

①ソフトウェア:国による一括開発

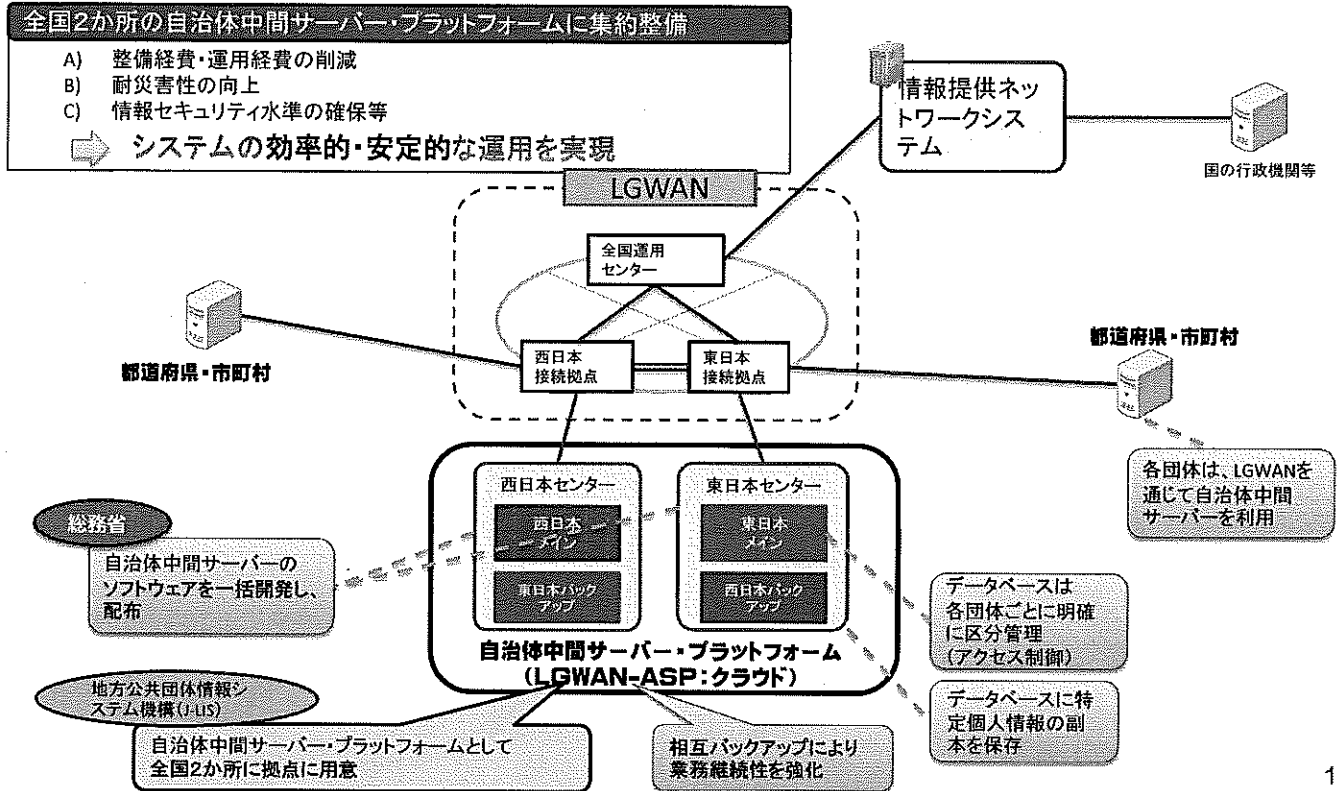
- ◆ 自治体中間サーバーのソフトウェアは、地方公共団体において共通的に整備することが必要となるものであることから、国(総務省)において一括開発し、地方公共団体情報システム機構に提供済み
 - ※ ソフトウェアの保守は地方公共団体情報システム機構が実施
- ⇒ 地方公共団体情報システム機構が用意する自治体中間サーバー・プラットフォームを通じて地方公共団体に提供予定

②ハードウェア:クラウドによる共同化・集約化

- ◆ 自治体中間サーバーのハードウェアについて、クラウドを積極的に活用して共同化を図ることとし、地方公共団体情報システム機構において、その拠点を全国2か所に用意(「自治体中間サーバー・プラットフォーム」)
- ⇒ 地方公共団体情報システム機構は、このプラットフォームの機能をLGWAN-ASPを活用して各都道府県・市区町村に提供(共同化・集約化)

自治体中間サーバー・プラットフォームの整備

◆ 自治体中間サーバー・プラットフォームについては、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)において、設計・開発を実施



15

マイナンバー制度における安心・安全の確保

番号制度に対する国民の懸念

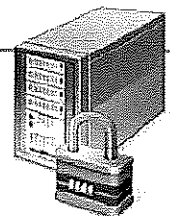
- ・ 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかといった懸念。
- ・ 個人番号の不正利用等 (例：他人の個人番号を用いた成りすまし) により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念
- ・ 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないかといった懸念

制度面における保護措置

- ① 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止 (番号法第20条、第28条)
- ② 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に限定 (番号法第19条第7号)
- ③ 特定個人情報保護委員会による監視・監督 (番号法第50条～第52条)
- ④ 特定個人情報保護評価 (番号法第26条、第27条)
- ⑤ 罰則の強化 (番号法第67条～第77条)
- ⑥ マイナポータルによる情報提供等記録の確認 (番号法附則第6条第5項)
- ⑦ 情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法等に関する技術的基準 (総務省告示)

システム面における保護措置

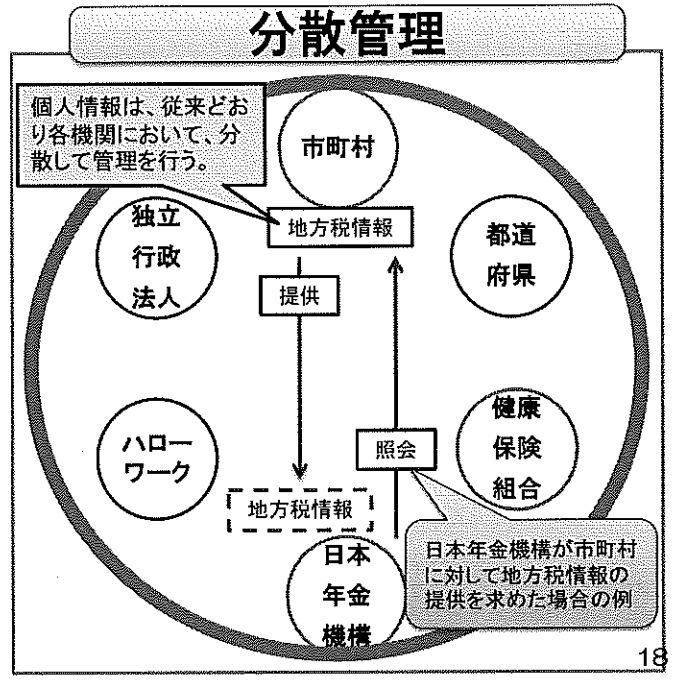
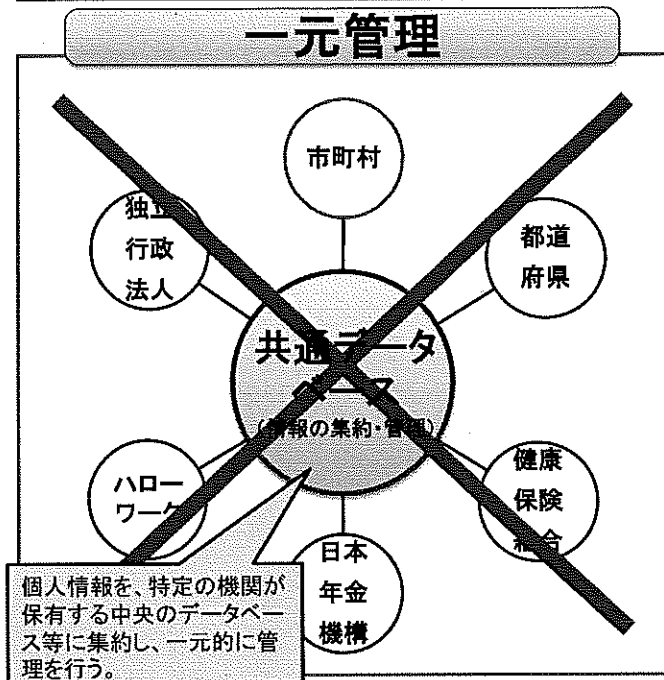
- ① 個人情報を一元的に管理せず、従来どおり分散管理を実施
- ② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施
- ⑤ 緊急時体制 (作動停止時等の対応)



17

個人情報管理の方法について

- ✕ 番号制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を特定の機関に集約し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『一元管理』の方法をとるものではない。
- 番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は各行政機関等が保有し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別表第二で定められるものにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『分散管理』の方法をとるものである。



マイナポータル

マイナンバー制度の導入に併せて新たに構築する個人ごとのポータルサイトを、マイナちゃんにちなみ「マイナポータル」とすることに決定しました。

マイポータルの機能や、これまでマイガバメントで提供していた官民横断的なワンストップサービスなどを一体的に提供する個人ごとのポータルサイトとして、より親しみを感じられるよう「マイナちゃん」の名前にちなみ「マイナポータル」としました。



マイナポータル

平成29年1月以降
順次サービス開始予定

- ①自己情報表示
自治体などが保有する自らの特定個人情報の閲覧
- ②情報提供等記録表示
国や自治体などの間の特定個人情報のやり取りの記録の閲覧
- ③お知らせ情報表示
自治体などからの予防接種や年金、介護などの各種のお知らせの受け取り
- ④ワンストップサービス
引っ越しなどライフイベントに関する手続きの官民横断的なワンストップ化
- ⑤電子私書箱
行政機関や民間事業者などから支払証明書などの各種電子データを受領し活用する仕組み
- ⑥電子決済サービス
納税や社会保障などの決済をキャッシュレスで電子的に行うサービス

マイガバメント(仮称) ※世界最先端の国家創造宣言
マイポータルを活用し利便性の高いオンラインサービスをPCや携帯端末など多様なチャンネルで利用可能に

マイポータル(仮称) ※マイナンバー・住所時にあつく
マイナンバーに係る情報表示や行政サービスを提供

- ①自己情報表示
行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能
- ②情報提供等記録表示
自分の特定個人情報について、誰が、なぜ提供されたのかを確認する機能
- ③プッシュ型サービス
一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能
- ④ワンストップサービス
行政機関などへの手続きを一度で済ませる機能

ねんきんネット e-Tax 連携先は今後eL-TAX等に順次拡大する予定

他のサイトとのID連携、データ連携